



すこやかくん



ココロちゃん



チャイルド ふれんず
ゆめくん

社会福祉法人への寄附について

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。
チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q

当法人（社会福祉法人）に寄附を
頂いたのですが…

A

NSWER

個人が、社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得税控除制度又は税額控除制度（当該法人が税額控除証明を取得している場合）の適用を受けることができます。このうち、所得控除制度については、社会福祉法人に寄附金を支出した場合全てで適用が可能です。また、税額控除制度は、一定の要件を満たし、所轄庁の証明を受けた社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用を受けることができます。

税額控除対象法人となるには、まず、社会福祉法人の設立認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断された場合に、証明書が発行されます。

寄附があった場合には、法人から寄附者へ領収書とともに証明書（写し）を手交し、寄附者が税務署へ確定申告する流れになります。

寄付→確定申告の流れ

社会福祉法人

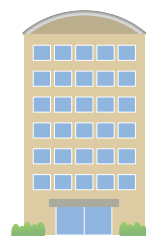
所轄庁



① 申請書類の提出

- ・かがみ文書
- ・寄付金受入明細書
- ・チェック表

② 証明書の発行



③ 寄付

④ 手交

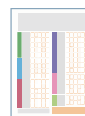
- ・領収書
- ・証明書の写し



寄付者

⑤ 確定申告

- ・領収書、
証明書の
写しを添付



税務署

税務署

事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平（弁護士・保育士）

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

